

今回ご議論いただきたい論点

国民健康保険運営協議会
平成29年12月14日

改定当たりの基本認識

- ▶ 平成30・31年度の財源不足を補うために必要な改定（2か年で2億5,400万円の財源不足）
- ▶ 一人当たりの法定外繰入額については現状水準を維持（上限：40,200円／人）
- ▶ 法定外繰入の段階的な解消に向けた対応（標準保険料率とのかい離を縮小）

① 税率改定の妥当性について

② 新制度施行に当たり、国保税の急激な負担増を回避することの是非について

（厚生労働省・予算編成に当たっての留意事項より抜粋）

保険料（税）の負担緩和のために、平成29年度に一般会計からの繰入を行っている場合、平成30年度において繰入額を削減する際には、保険料（税）に与える影響に十分に配慮されたい。

③ 法定外繰入の解消に向けた対応について

平成34年度を目途に標準保険料率に到達させ、法定外繰入の解消を目指す。

（後期高齢者支援金分・介護保険分：標準保険料率とのかい離を3分の1程度解消）

財務状況の改善に向けた方策

- 保険者努力支援制度（特定健診・特定保健指導実施率、糖尿病等重症化予防の取組、後発医薬品の使用促進、収納率向上、データヘルス計画策定状況など）
- データヘルス計画事業の実施による医療費適正化の更なる強化（医療費水準の引下げ）
- 国保税の収納率向上による税収の確保